宮野木ビーバーズ少年野球部会則

第1章　総則

第一条（名称、事務所）

この会は、宮野木ビーバーズ少年野球部と称し略称（宮野木ビーバーズ）愛称をBEAVERS（ビーバーズ）と言う。

第二条

この会の事務所は、代表宅に置く。

第三条（目的）

この会は、地域の児童達に野球を通じて、体力の向上と技術の錬磨に努め児童相互の仲間意識を培いもって集団生活の教育に寄与せしめようとすることを目的とする。

第四条（活動）

この会は、前条の目的を達成するために次に掲げる活動を行う。

◎練習及び試合を通じて、個人及び団体としての礼儀作法、マナーの習得をすること。

◎初歩的野球ルールとチームプレイの学習及び実習をすること。

◎初歩的野球技術の訓練及び実習をすること。

◎少年野球を通じて他の地域少年達との交流を図ること。

◎自主性と協調性を養うために合宿訓練等を実施すること。

◎原則的として、宮野木小学校・三角町運動広場及び緑が丘中学校の校庭を使用し、原則的として土曜日、日曜日及び祝日を練習日にあてる。

◎練習の場所及び日時を都合により変更する場合は、事前に電話等により連絡する。

◎試合及び練習には必ず指導者が付添い指導者の命によって行う。

◎その他、この会の目的達成に必要なこと。

第2章　組織及び会員

第五条（組織）

この会は、第三条に定める目的に賛同し、原則的として千葉市立宮野木小学校地区に居住する小学校1年生以上の児童で第六条による手続き承認された選手及びその保護者並びに指導者をもって組織する。

第六条（会員）

会員は、選手会員(通常会員、以下カッコ書省略)、Ｊクラス会員、保護者会員及び指導者会員の4種とする。

◎選手会員、Ｊクラス会員とは、所定の手続きを経て入会を承認され且つ、会員名簿に登録された児童を言う。

◎保護者会員とは、選手会員、Ｊクラス会員の保護者を言う。

◎指導会員とは、指導者を言う。

第3章　役員

第七条（役員）

この会に次の役員をおく。

◎代表　　一名

◎副代表　　若干名
◎監督　　各クラス毎に　　一名
◎コーチ　　各クラス毎に　　若干名
◎広報　　一名
◎審判員　　若干名
◎会計　　一名
◎会計補佐　　一名
◎保護者代表　各クラス毎に　　二名

第八条（顧問及び会計監査）
この会に顧問若干名及び会計監査一名を置く。

第九条（役員、顧問、会計監査）
役員、顧問、会計監査の職務は次の通りである。
◎代表は、会を代表し会を統括する。
◎副代表は、代表を補佐し、代表に差し支えある場合はこれを代行する。
◎監督は、各クラスのコーチ、選手、保護者代表を統括する。
◎コーチは、監督を助け、各クラスの選手を指導する。
◎広報は、会の事務を担当する。
◎会計は、会の財務管理と金銭出納を担当する。
◎保護者代表は、会の活動及び運営に協力する。
◎顧問は、代表の諮問に基づき会発展のための助言を行う。
◎会計監査は、会の財務、金銭出納を監査する。

第十条（役員、会計監査の任命と顧問の委嘱）
役員と会計監査は、代表が任命し総会にて報告する。
顧問は、代表が委嘱する。

第十一条（役員の任期）
役員の任期は、一年間とする。但し再任は妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十二条（報酬）
役員、顧問、会計監査はすべて無報酬とする。

第4章　機関・会議

第十三条（機関）
会の次に機関を置く。
（1）総会　　（2）役員会

第十四条（総会）
◎総会は、保護者会員及び役員と会計監査で構成し、議長は、代表又は、代表が指名した者がこれにあたる。
◎総会は、代表が招集し、年度末または翌年1月に開催する。但し、構成員の2分の1以上の請求があった場合

役員会が必要と認めたときは、臨時に開く。

◎総会は、会の最高決議機関であって次の事項は総会で決めなければならない。

(1)予算と決算

(2)活動方針及び活動計画

(3)団体への加入又は脱退

(4)会則の改正

(5)会費の金額

(6)その他重要事項

◎次の事項は総会で報告しなければならない。

(1)役員の任命に関する事項

(2)前年度の活動に関する事項

(3)その他重要事項

第十五条(役員会)

役員会は、執行機関であり、総会の決定事項を協議して実行する。

役員会は、代表、副代表、監督、コーチ、広報、審判員、会計、保護者代表をもって構成する。

役員会は、原則として毎月1回開催する。

第5章　加入及び脱退

第十六条(選手の入会及び手続き)

選手の入会資格は第六条に定める児童で、別に定める入部申込書に所定の事項を記入の上、保護者が入部了承の捺印をし代表に提出しその承認を得なければならない。

Jクラス会員から選手会員への変更、またはその逆の変更については、保護者がその旨代表に通知し、代表の承認を得なければならない。

第十七条(脱退)

選手会員、Jクラス会員が脱退するときは、別に定める脱退届に記入し保護者の捺印後代表に提出し承認を得なければならない。

第十八条(除名及び脱退)

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決を経て、除名及び休部することができる。

(1)会則及び決議事項に違反したとき。

(2)選手会員の無断欠席が連続5回以上に及ぶとき。

(3)会の名誉を汚傷したとき。

(4)正当の理由がなく会費を6ヶ月以上滞納したとき。

(5)その他、指導者が特にその必要を認めたとき。

第6章　会計

第十九条(会計)

この会の経費は、選手会費、寄付金、その他の収入をもってこれに当てる。

会費は一ヶ月につき、選手会員一人2,500円、Jクラス会員一人1，000円とする。但し、同一年度に兄弟が二人以上在籍する場合は二人目以降の会費は2,000円とする。Jクラス会員は、兄弟在籍にかかわらず、

一律1，000円とする。
納入は4ヶ月分を年3回とし、1,5,9月の各末日迄に指定の銀行に振り込まなければならない。また、途中入部の場合は入部した月から会費を納入するものとし、途中退部の場合は会費の返還はしないものとする。

第二十条（会計年度）
会計年度は、毎年1月1日から12月31日迄の間とする。

第二十一条（決算）
決算は、会計監査の監査を経て通常総会の承認を得るものとする。

第7章　付則

第二十二条（障害）
指導者は選手の安全に指導監視をするが、会の活動中会員の不時の事故及び発病に対し会では一切責任を負わないものとする。

第二十三条（スポーツ保険加入）
選手会員、Ｊクラス会員、役員、顧問はスポーツ傷害保険に加入する。

第二十四条（遠征応援）
遠征応援に要する車両は各チーム監督から保護者代表に依頼し、保護者代表は保護者会員に依頼する。
輸送中の事故に関しては、会では一切責任を負わない。

第二十五条（会則の改正）
会則の改正は総会の議決をもって行う。

第二十六条（会則の施行）
この会則は、昭和60年2月24日より施行する。

第1回改定　昭和61年　1月12日
第2回改定　昭和62年12月13日
第3回改定　平成　3年　1月13日
第4回改定　平成　4年12月13日
第5回改定　平成　6年12月18日
第6回改定　平成14年12月15日
第7回改定　平成18年12月16日
第8回改定　平成27年12月20日
第十四条総会：開催時期を「毎年12月定期」から「年度末または翌年1月」に改訂
第9回改定　平成29年1月22日
「Ｊクラス会員」導入に伴う改定、「父兄」を「保護者」に置き換え。
第10回改定　2021年(令和3年)1月24日
練習場所について、宮野木ビーバーズグランドを正式名「三角町運動広場」に変更。「原則として」を文章のはじめに置く。

練習日について、「休日及び土曜日午後」を、土曜日、日曜日及び祝日」に変更。

早朝練習の記述を削除。

第11回改定　2025年1月26日

新たな役員として副代表をおき、その職務を規定する。